

令和7年度 第1回渋谷区成年後見制度利用促進審議会 会議録（要旨）

■開催概要

日 時：令和8年3月24日（火）10時30分～11時45分

場 所：区役所本庁舎8階811会議室

出席委員：石渡会長、今尾副会長、土肥委員、川口委員、星野委員、福島委員、松本委員、堀口委員

欠席委員：倉本委員、柏木委員

傍聴者：1名

■議事概要

議題

（1）第二期渋谷区成年後見制度利用促進基本計画進捗状況について

・事務局より、資料1に基づき説明があった。委員からの意見等は以下のとおり。

委 員：

資料1の2（2）成年後見制度総合相談事業の推進について、令和6年度の専門相談員による相談件数が316件となっており、令和7年度はそれより若干減少している。

専門職による定例相談会や、2（3）の申立経費助成も今回は0件であり、減少傾向になっているように感じられる。

それから、3（2）の申立て等支援事業も過去72件、69件ときて、42件に減少しているが、その原因はなにか。あるいは成年後見制度が促進されてきて、いろいろな相談がきているのではないかという気がするが、そのあたりはどうか。

事務局：

2（2）の成年後見制度総合相談事業の推進について、令和6年度は年間の数となっており、令和7年度は1月末までの実績となっているため、令和7年度のトータルの見込みとしては、令和6年度に近い数になる見込み。

事務局：

申立費用助成について、今受給されている方たちに向けた支援ということになるため、相談はないことはないが、支給要件に当てはまらないという結果として、昨年度に比べると少し減少していると理解している。

委 員：

2点ある。今の申立助成のところで、助成したけれども本人に対して求償した件数は入っていないのか。

事務局：

本人から支払ってもらった場合にそれを件数から外すというようなカウントはしていない。

委員：

もう1点。3の(5)のと区長申し立てのところ、区主催の権利擁護会議と、センター主催の利用促進会議との連動体制が必ずしも適切ではないというのはどんなところがあるのか。

事務局：

具体的には、権利擁護会議から利用促進会議に繋がり、特に高齢者虐待と連動していくことが一つの指標、区の中で連携が取れているということになると思われるが、今年度は高齢者福祉課で虐待の判断をする権利擁護会議へのセンターの出席が1件・1回だけであった。これは運営委員会でも複数の委員からご指摘を受けており、どういう背景があるのか、とても重要な視点なので検討するようにというご意見を承っている。

ちなみに、昨年度は12件・7回の出席実績がある。この数字からもやはり慎重に体制を見直す必要があるのではないかというご意見があり、私たちも同じ認識である。

委員：

3(2)の申立支援件数が42件、援助回数が715回となっているが、これは申立支援事業につながった件数が42件なのか。そうではなく、そこまでいかないような方の支援の件数をとっているのか。

また、3(3)の社会貢献型後見人ところで、今後見人候補者名簿登録者数が16名で充実していると思うが、その選任に関しては4件となっている。その上の(2)の法人後見監督あるいは法人後見の受任件数も5, 6, 7年度で3, 3, 4件となっていて、全体的に低調な印象を受ける。候補者名簿をこれだけ増やしたとか、重点的に力を入れたことがあれば教えていただきたい。

事務局：

まず、申立支援件数について、申し立ての相談が大幅に増減している感じはない。しかし、センターに難しい相談が入ってくることが多く、何回も連絡を取り合うこともあるため、それを漏れないようにしっかりと統計上の処理をしている。そのため、感覚的にはそれほど相談件数の増減というのではないと感じる。ただ、センターの体制とすれば、単に専門職の紹介依頼をするだけでなく、相談の段階からチーム支援の体制を作っていくことを意識している。そのことによって、延べ相談件数が増えてきていると理解している。

法人後見監督人についても、増減については結果論だと思っている。現在、成年後見利用促進会議はとても充実させてきている。単なる区長申し立てをするかしないかというようなことだけではなく、今からどういう支援体制を取るべきかということや、後見の道筋が選任されたけれども、もう一度その支援の見直しをするなど、利用促進会議の中で地域の支援者たちに多様な相談を気軽に持ち込んでいただく体制をとっている。そのため、こういうタイプの方は施設というように決めるのではなく、結果的に法人後見が適しているかどうかでも丁寧に議論している。その上で法人後見もしくは監督人という形で、社会貢献型後見人に橋渡しをしていくという見通しを持って利用促進会議の中で議論している。実際に1月に入ってから法人後見から社会貢献型後見人に橋渡ししたケースが何件かあるが、結果的に件数が少なくなっていると理解している。

区民の社会貢献型後見人で地域で生活し続ける方については、引き続き安心サポートから後見に

移行し、安心サポートの支援員だった人が後見人についていただくような体制も作っていききたい。

委員：

課題のところで、後見監督体制の強化や、次世代の育成が急務になっていると記載がある。これはセンターが中核的な役割だと思うが、センターの人員は拡充していくのか。

事務局：

区も中核機関の役割を担っている。センター職員の体制等運営状況を把握しながら適切な体制をとっていけるようサポートしていきたい。

委員：

丁寧な支援が行われるようになったことや、丁寧になっているところでいろんな方が関わっているというようなお話があったが、それは地域連携ネットワークとの関連でという理解でよろしいか。

事務局：

今日統計はないが、センターの全ての相談件数と、どういった関係機関と連携しているのかが分かるデータがある。それを見ると専門職と地域包括支援センターが多くなっている。それが大きな2つの柱だが、今年は病院からの連絡が多くなっている。いわゆる身寄りのない高齢者問題につながると思うが、救急搬送され、意識がないので後見人つけてくださいという電話が本当に多くなっている。

話を戻すと、相談量が増えているのは丁寧な対応によるところが一番多い。専門職の皆さんたちとの連携が増えており、医療機関からも少し増えてきているため、これから注視していかなければならないと感じている。

委員：

おそらく今の相談が増えてきているというのは、後見だけではもはや対応できないケースが増えてきているということもある。法制度の改正の話もこの後あると思うが、必ずしも後見制度とか安心サポートではないけれど、支援が必要という方たちに対する相談というのが、数に出ているのかなという印象。

1点だけ気になったことで説明したいのは、令和8年度の方針案のところで、今の社会貢献型後見人や法人後見のところで、国の基本計画も、もう後見ありきではなくなっている。それこそ民生委員と一緒に地域の中で啓発していくような、区民には色々な活躍の場があると思っている。そのため、後見人の受任の数だけ見るのではなくて、どんな地域活動につながっているかという実績報告が必要だと思うし、令和8年度はさらに後見人だけではなく地域の方とも連携してニーズをキャッチできればいいと思う。

委員：

申立等支援事業が42件で相談援助回数が715回というのは、42件の支援事業の対象の方から色々な相談があり、715回になっているのか、支援事業のつながった方だけではなく、全体の

相談の中で申し立ての相談が715回なのかどちらなのか。42件の中で、その方の相談や関係機関との連携によって715回になるのか。

事務局：

その通りである。

委員：

医療機関からの相談が多いというのは、そういう状況になったので後見人が必要という話が出ているのか、元々必要であったのに後見人がついていなかったのかどちらなのか。

事務局：

両方あると思われる。この前はまだ50代で働いている人が緊急搬送され、誰も頼れる人がいないようなケースがあった。もちろんリスクが高くなっている80代90代の方たちで、地域でも介護保険を使っていたけれど、後見にはまだ結びつかず、その後救急車に運ばれたという方もいる。両方は課題が違ってくると思われる。そのため、お一人様でなくてもあっても、若いうちからこれからのことを考えないといけない社会になっているということを、この2年間特に意識して啓発活動している。なるべく元気なうちにご自身の将来のことを考えてもらうということをととても大事だと伝えている。

令和8年度の7月から高齢者福祉課から委託を受けて、センターに終活の窓口を設置することになった。ここでまた少し早い入口が増えるよと思っている。そして、区民の権利を区民の人たちが守っていくという体制を作れるとよと思う。

委員：

渋谷区は1世帯あたりの人員が1.63人となっており、平均よりだいぶ低くなっている。おひとりさまが非常に多い。

事務局：

2050年には東京・関東の人口は5世帯に1世帯が65歳以上の1人世帯だという統計が出ている。若い人の一人暮らしも渋谷は多いが、若くても孤立している人もいるため、おひとりさまという範囲はどこまで広がっているのか不明だが、大きな課題だと感じている。

委員：

担い手が不足しているという社会的な問題を考える時に、安心の支援員を経て、そこから法定後見か後見人というように、枠だけで考えると担い手が足りないということになる。制度の枠組みの中だけでは対応しきれないということから、仕組みを考えていく必要があると感じる。

事務局：

その通りだと感じている。思いかけず30人も支援員の面接に来てもらい、頼もしい若い方たちも支援員になってくれている。しかし外にもっと大きなニーズがあるのというのは、委員の言う通りなので、また渋谷の仕組みができるといいなと思っている。

委員：

障がいのある人について、今どうしても後見制度の改定の様子を見ているところがある。とても必要だと思いつつも、今の制度だといろいろな意味で二の足を踏んでいるという方もいる。2(2)の課題で知的障がい者や精神障がい者の方々からの相談が依然として少ないとあるが、関心度は高まってきていると実感している。これから保護者の方が後見人になるケースなど、かなりニーズが出てくるのではないかと感じる。ご本人の意思が分からなという部分を含めて、早いうちに皆さんや携わる方たちに対して認知度を上げるということをしていただけるといいと思う。

委員：

高齢者や認知症の方は人数が増えているから多いと思うが、障がい者の方の相談はセンターにくるのか。

事務局：

ある。後見制度をどういう風に活用していくかというのはずっと考えている。また、障がい者福祉課とも連携を高めていかなければならないと感じている。

障がいある方で、施設から後見人をつけてくださいと連絡が来るけれど、誰も何もその方のことを知らないということが知的の方については特に多い。そこも課題だと感じている。

委員：

やはり後見制度という制度を代わりにやってもらっていると思っている方がまだまだ多い。そうではなくて、意思決定支援をするところからの関わりをチームとして入ってもらいたいという意見がある。

委員：

早いうちから障がいの方の社会的な場を作り、自分でどんなことができるか。それが将来的に出てこないと周りの方の支援も意味がない。親御さんたちにとって、そういう社会を作ることは必要だと思う。

委員：

そのとおりだと感じる。地域の中にいかに知的障がいのある人たちの暮らしを分かってくれる人を増やすか。入所施設の中だけという生活ではなくて、地域の中にどれだけ接点があるかというのが本当に大事で、親の代わりに後見人になんていう発想では、制度改正に全然乗れないだろうと、よく親御さんたちとも話していた。その辺りのところが今、様々なネットワークが広がっているところで、求めてきた人だけではなくて、求められない人にどうアプローチできるかを考えていく必要があるのではないか。

事務局：

精神障がいの方への周知が足りないというのは認識している。今いろいろなところからお声掛けをいただき、知的障がいのある方の保護者会や、安心サービスも実際に私たちが行っている。あと

は知的障がいの方たちのご家族の居場所にも行かせていただくなど、いろいろなところに顔を出しながら、顔の見える関係を作っている。

事務局：

そのあたりが中核機関として、連携の仕掛けを作っていくということが、私たちの主要な課題の一つと認識している。

委員：

やはりそういう時に、保護者だけではなくて、ご本人が動くというのが、地域を変えていくと思う。やはりご本人の活躍の場を作っていただくといいと思う。

委員：

今ちょうど知的障害の方について、親御さんから将来についての相談を受けているが、結局後見の方から見るのではなく、地域全体のこともそうだし、やはり準備が必要と感じる。親御さんの終活の中にそれも入ってくるし、子供の任意後見をやっていけばいいっていうだけの世の中ではなくなってきた。後見がどうこうではなく、地域全体がどうしていくのか。今後後見が終わる話にもなって、じゃあ終わらせられるのかというのが今すごく言われているし、それは結局、地域力の問題になってくると思う。そういう意味で終活についても関心が深まっている中で、事前に自分の将来と子供の将来をどうしていくのか、準備が必要な時代になっている。なってからでしょうかではなく、日頃から考えておかななくてはいけないというところで、本当にトータルなサポートが必要になってくる。

弁護士会でも、終活部会というのができた。相談が多いので、どういうふうにサポートできるのかというようなことも、ある意味手探りではあるが、みなさんの知恵を出しながら、そこもまさにチーム支援なのかなと思うが、そういう体制が渋谷でもどんどんできていけばいいと思う。

委員：

少し注意してほしいのが、例えば障がいのあるお子さんについて、親としてどういう準備をするかというところの介入ができるかという懸念を持っている。東京都の考え方として、そんな単純な話ではなく、いろんなニーズの中での準備になるため、やはり中核とうまくつながらないと、全く機能しなくなる。そこを渋谷区のほうから提案して、こういうやり方が必要だということを東京都に言っていただきたい。東京都が言っている内容では委員の先生方が言っていたようなニーズにきちんと答えられるのかという懸念がある。

委員：

知的障がいの方は高齢化しているので、看取りの支援も丁寧に広がってきていると感じる。グループホームは熱心にやっていて、看取りを考えると、その方の意思決定支援が具体化してくるという話もあった。やはり知的障がいの方の終活も色々な動きがあると感じた。

議題

(2) 今後のスケジュールについて

・事務局より「第三期渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」を令和8年度内に策定することが報告され、あわせて今後の策定スケジュール及び成年後見制度の法改正に係る国の動向について報告があった。

委員：

説明いただいた通り、要綱案が示され、修正されることなく、2月12日の法政審議会の総会では議決された。これから閣議決定を踏まえて、国会に上程される予定。令和8年度に入ったら通常国会には出るのではないかと思う。国会でも審議を受けると、この要綱案通りの改正が成立すると思われる。その中身は、一番大きい改正が3種類の廃止。後見人、保佐人というのは廃止で、現行の補助一元化になる。現行の補助の考え方を継続するため、本人の同意がなければ、開始の申し立てや代理権の付与はできないことが原則となる。ここのポイントは、後見類型がなくなるというのは、包括的な代理権を与えるということはなくなる。どんな状態の方であっても何が必要なのかを一つ一つ確認して代理権をつけていく。

意思決定支援については、具体的に何をするかというのが法律にある。平たく言えば、本人に情報を提供して、その情報を提供した本人はそれをどのように受け止めたか。そういった意向の確認をすることが必要となる。結果を重視するのではなく、プロセスをちゃんとやっているかということが、法律の中に入るため、それを怠ると義務違反になると思われる。今の成年後見制度の使われ方で言うと後見類型は、本人に情報を提供してもその情報を提供された本人があまり理解できないだろうから、そのまま進めてしまっているという誤解を与えていたが、そうではないというのが原則となる。

それから、終わることができるようになる。実は現行の補助も医師の診断書が必要にはなるが、本人の能力回復がなくても取り消しはできる。補助相当という診断で、必要性がないと判断されると、今でも取り消しはできる。この現行の考え方ができるため、本人の判断能力の回復に関係なく、必要性がなくなったと判断されれば取り消しをすることができるようになっている。そのための必要性がまだ残っているのかということ、期限を決めて更新するのではなく、毎年の定期報告の時に報告をさせる形にもなった。これからは補助人だけの報告でいいのかというのが疑問として出てくるため、そこで中核機関が法定化をされるということが予定されている。令和8年の社会福祉法の改正で法定化されると、家庭裁判所と情報のやり取りが可能となり、例えば裁判所で、この人はもう終わるという判断をされているが、実際はどうなのかと疑問があれば、情報を提供して欲しいと言えるようになる。その時に、この方はチームの中で検討されて、これから後見人がやっていたことは、こういう形で支援ができますと。ニーズがなくなるわけではない。ニーズは引き続きあるけれども、そのやり方を法定後見ではない形でやれるのかどうかという問題になる。それは先ほどの終わらせられるのかどうかという話にもなる。これは今の既存の仕組みだけでは不可能なため、例えば金融機関の商品の開発であったり、あるいは日常生活自立支援事業以外の第二種社会福祉事業などがきちんとできるのかどうか。それでも終わらせることができるようになるということが一番大きな改正のポイントだと思う。

それから後見人の交代がスムーズになるというところでは、後見人の事情によらない交代が可能になる。解任されるとか、辞任したいという以外に、例えばこの方は区民後見人の方がより適

切であるとなった時に、辞任しない専門職などがいた場合に、裁判所が解任を判断することができる。この場合も欠格事由には該当させない解任のため、このケースだけはやめるが、新たなケースがあればまたやるということになり、そういった選択肢が1個増えた。こういう法律ができたことで、辞任するという判断が決してネガティブなイメージではないということを専門職は感じられると思う。自分の役割はもう終わって、次のフェーズになったから、親族の方や市民の方に交代するという気持ちが持ちやすくなると思う。

法改正が進んできたら、2年以内に施行されるだろうと言われている。令和8年度内で成立すれば、あるいは令和10年には成立した法律に則った形で施行されると思われる。その上で、法務省が一生懸命考えているのが、今利用している方たちについてどうするのかというところ。2000年の法改正の時には、自動的に移行していたが、今回は数が多いためどうするのか今考えているところだと思う。自ら新しい制度でやりたい方は当然手続きできると思われる。あるいは後見人・保佐人である人たちが新しい補助という形の中でやる必要があるとなれば変えられると思われる。先ほど出ていた、言わない人・声を上げられない人はそのまま旧制度でいいのか。これは審議会の中でもやはり専門職の方々が該当させるような仕組みをちゃんと作るべきだと、旧制度のままでいいと思っはいけないのではないかという意見が出ていた。

委員：

計画策定にあたり、調査する項目についても委員の皆様からご意見をいただけるといいのではないかと。その他意見等はあるか。

委員：

今自分の担当する地域の障がいのある子を持つ親御さんや、叔母・甥が上下で玄関別で住んでいる方で、最近物音がしないので心配しているというような連絡が入って、結局甥御さんが短期入院していたというケースがあった。やはり親戚同士であってもコミュニケーションは必要であると感じる。

委員：

以上で議事を終了し、令和7年度第1回渋谷区成年後見制度利用促進審議会を閉会する。